

守口市令和6年度～令和8年度介護保険料段階区分と保険料(年額)

市民税課税状況		段階区分	所得段階別対象者	保険料算式	保険料(年額)
世帯	本人				
非課税	非課税	第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.285	30,680円
		第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人	基準額×0.485	52,210円
		第3段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.685	73,730円
		第4段階	被保険者本人が市民税非課税で本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	96,880円
		第5段階	被保険者本人が市民税非課税の人	基準額	107,640円
課税	課税	以下、被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が			
		第6段階	120万円未満の人	基準額×1.2	129,170円
		第7段階	120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	139,930円
		第8段階	210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	161,460円
		第9段階	320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	182,990円
		第10段階	420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	204,520円
		第11段階	520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	226,040円
		第12段階	620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	247,570円
		第13段階	720万円以上820万円未満の人	基準額×2.4	258,340円
		第14段階	820万円以上920万円未満の人	基準額×2.5	269,100円
		第15段階	920万円以上1020万円未満の人	基準額×2.6	279,860円
		第16段階	1020万円以上の人	基準額×2.7	290,630円

※課税年金収入額とは老齢・退職年金などの課税対象となる年金の収入額をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金の収入額は含みません。

※土地・建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除した金額により算定します。

※本人が市民税非課税のときは、合計所得金額から課税年金に係る雑所得を控除した金額を使用します。

※他市からの転入等で被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第1段階等になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じた場合は、変更内容をお知らせします。